

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 7日

岩手県知事 殿

提出者

住 所 千葉県千葉市中央区川崎町1番地

氏 名 J F E プラントエンジ株式会社

取締役東日本事業所長 今村元己

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 043-262-4250

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	S S J 軽米高家太陽光発電所
事業場の所在地	岩手県九戸郡軽米町大字高家第4地割字湯沢53-2 他50筆
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：建設業、中分類：設備工事業
②事業の規模	売上高 90億円（昨年度実績）
③従業員数	90人（2023年4月1日現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本産業規格

-5.6.12  
A列4番  
一戸保健福祉環境セ  
第158-5号



## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別図のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（2022年度）実績】

産業廃棄物の種類

別図のとおり

排出量

— t

— t

## ① 現状

(これまでに実施した取組)

- ・現在の取り組みを継続すると共に、教育を行い産業廃棄物発生の抑制に関する取り組みを維持する。

【目標】

産業廃棄物の種類

別図のとおり

排出量

— t

— t

## ② 計画

(今後実施する予定の取組)

- ・現在の取り組みを継続すると共に、教育を行い、埋立処分の抑制の観点から排出場所における分別の取り組みを向上させる。

## 産業廃棄物の分別に関する事項

## ① 現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・建設工事における産業廃棄物の分別
- ・仮設事務所における産業廃棄物の分別

## ② 計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・現在の取り組みを継続すると共に、教育を行い、埋立処分の抑制の観点から排出場所における分別の取り組みを向上させる。

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】		
① 現状	産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組) 自ら再生利用は行っていない				
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組) 今後も自ら再生利用する予定はない				

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】		
① 現状	産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組) 自ら中間処理は行っていない				
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組) 今後も自ら中間処理する予定はない				

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)		自ら埋立処分又は海洋投入処分は行っていない	
		【目標】	
② 計画	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)		今後も自ら埋立処分又は海洋投入処分する予定はない	

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類	別図のとおり	
	全処理委託量	— t	— t
		別図のとおり	
② 計画	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
③ 目標	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生利用を行う処理業者への優先委託</li> <li>・処理場の実地確認</li> <li>・委託契約における法令遵守状況の内部監査など</li> </ul>			

## (第5面)

【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	別図のとおり
	全処理委託量	—t
	優良認定処理業者への 処理委託量	—t
	再生利用業者への 処理委託量	—t
	認定熱回収業者への 処理委託量	—t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	—t
(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理業者への委託量を向上させる ・社内／社外教育などにより、委託に関する取り組みの維持を図る		
※事務処理欄		

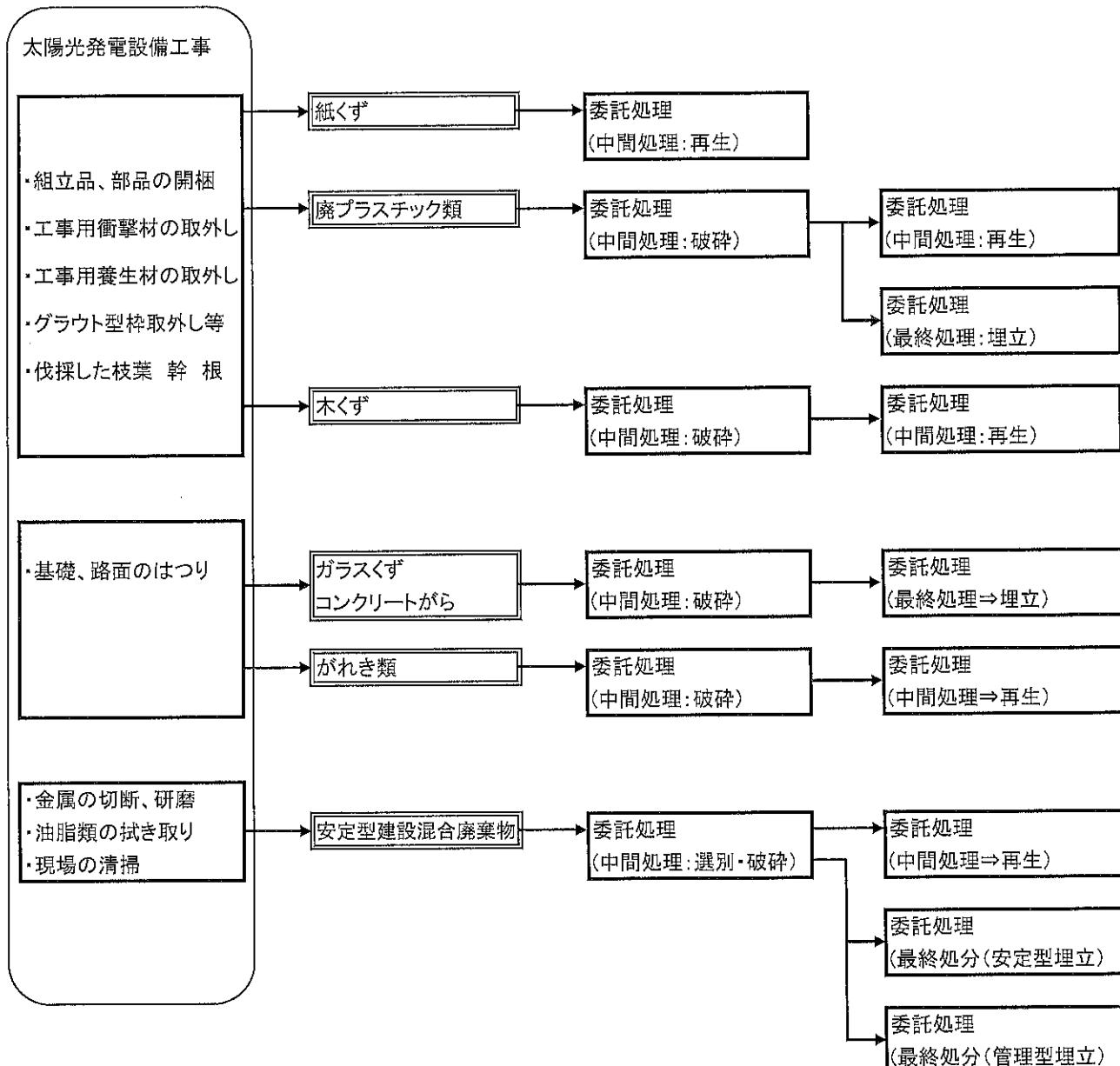
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 産業廃棄物の一連の工程

太陽光発電工事における廃棄物の過程は、主なものを示す。

当事業所では、中間処理、最終処理を全て委託している。





## 5. 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

